



平成 29 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 ファーマライズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 岩 崎 哲 雄
(東証第一部・コード番号 2796)
問 合 せ 先 専務取締役執行役員 秋 山 昌 之
(TEL. 03—3362—7130)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更を平成 29 年 8 月 24 日開催予定の第 31 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本件につきましては、平成 29 年 8 月 24 日開催予定の第 31 期定時株主総会にて決議のうえ、正式決定される予定です。

記

1. 定款変更の目的

取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、予め取締役会が定める代表取締役が取締役会の招集者及び議長にあたるよう、現行定款第 24 条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(定款の変更部分を抜粋しております。下線部分 は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (新設) (新設)	(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。 2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3. 代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 29 年 8 月 24 日 (木)
平成 29 年 8 月 24 日 (木)

以 上